

## 更別村事業承継おためし研修事業要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、更別村中小企業振興条例（平成29年更別村条例第9号）第7条の規定に基づく中小企業の振興施策として、村外の者が事業承継に取り組む商工業者において短期的な研修を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この要綱においての用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 受入先事業者 更別村との間で、地域おこし協力隊研修受け入れに関する協定（以下「協定」という。）を締結した隊員募集中の事業者であって、短期的な研修の受け入れが可能である者
- （2） おためし研修 協定に定める地域おこし協力隊活動内容計画書の研修活動のうち、短期的な事業承継推進に関する活動として、受入先事業者との協議に基づき村長が定めるもの

### （事業対象者）

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、受入先事業者において研修活動を行う地域おこし協力隊員の募集要件に該当する者とする。

### （おためし研修期間）

第4条 最長2泊3日とする。

### （費用の負担）

第5条 おためし研修に係る対象者の参加料は、無料とする。

- 2 おためし研修に伴う対象者への報酬及び謝礼等は、ないものとする。
- 3 対象者の居住地から更別村までの旅費は、対象者が負担する。
- 4 おためし研修期間中の対象者の宿泊費は、村が負担する。

### （承認申請）

第6条 おためし研修をしようとする者は、希望日初日の2週間前までに更別村事業承継おためし研修承認申請書（別記第1号様式）を村長に提

出するものとする。

（決定）

第7条 村長は、前条の規定による提出があったときは、受入先事業者と協議したうえで承認又は不承認を決定する。

2 村長は、前項の決定をしたときは、期間、おためし研修の内容及び指定宿泊場所又は不承認の理由を更別村事業承継おためし研修承認（不承認）決定書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（報告書の作成）

第8条 対象者は、おためし研修終了時に村長へ更別村事業承継おためし研修報告書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

（事業の中止）

第9条 村長は、対象者がおためし研修の継続について著しく困難であると認めたときは、おためし研修を中止する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。